

渡部純三局長	御起立願います。礼。御着席ください。
寺井克之会長	只今より、第260回総会を開会いたします。 本日は、委員の過半数が出席されておりますので、法律第27条第3項の規定により、総会が成立いたしておりますことを御報告いたします。 本日の議事録署名人には久谷地区の藤岡委員と、東中島地区の松村委員のお二人にお願いいたします。 また、地元説明のため、堀江地区の大西推進委員に御出席を願っています。 よろしくお願いいたします。 本日は、御手元に配布されております議案書のとおり、第1号～第10号までの10件の議案が提出されております。 それでは、議案第1号～第4号までを議題とします。 事務局から説明をいたします。
山岡美明副主幹	それでは、議案第1号を御報告いたします。 5条転用届出と併用案件でございますので、転用事務処理期間の関係から、地元委員の了承を得て、専決処理させていただいております。 1番、本件は残存小作でございます。 本件は賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約と同時に5条届出により、転用するものでございます。賃貸人から離作補償を支払うとしております。 続きまして、議案第2号と議案第3号を御報告いたします。令和7年3月26日～令和7年4月25日までに専決処理した案件は4条届出が13件、5条届出が13件で届出内容は議案記載のとおりでございます。 これらの届出につきましては、適法な届出となっておりましたので、それぞれ届出日から5日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。 引き続き、議案第4号を御報告いたします。 1番、本件は、農地法により、平成26年2月10日に設定された賃借権でございます。 本件は賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、離作補償は無いとしております。

山岡美明副主幹	なお、解約後は別の農業者に売却するとしており、本通知書の提出と同時に、農地法第3条許可申請がなされています。 2番、本件は残存小作でございます。 本件は賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が自作地として耕作するとしております。離作補償は無いとしております。 以上でございます。
寺井克之会長	以上で説明が終わりました。 本件について御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
寺井克之会長	それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 次に、議案第5号を議題とします。 事務局から説明をいたします。
山岡美明副主幹	恐れ入りますが、議案書の訂正をお願いいたします。 議案書7ページの4番、所在・地番が平井町2411番1及び2411番3となっておりますが、甲乙の甲が抜けておりました。正しくは平井町甲2411番1、平井町甲2411番3でございます。甲乙の甲の御記入をお願いいたします。御訂正をよろしくお願いいたします。 それでは、御説明いたします。お手元に審査基準1号～6号までを整理した農地法第3条調査票がございますので、あわせてご覧ください。 まず、本総会で御審議いただく新規農業の案件5件を、一括にて御説明いたします。 7ページの1番、8ページの8番、9ページの11番、12番、10ページの15番の譲受人は新規農業者です。この度、申請地を取得または借受けし、新たに農業経営を始めたいとしております。 なお、本案件は、新規農業となる案件でございますので、後ほど、地元委員の補

山岡美明副主幹	足説明を願った上で御審議をお願いいたします。 それでは、御説明いたします。 1 番は冒頭で御説明した新規農業の案件です。 2 番、譲受人は、農地約 47 アールを耕作する農家でございます。 この度、利便性の高い申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 3 番、4 番は譲受人が同一人ですので、あわせて御説明いたします。 譲受人は、農地約 159 アールを耕作する農家でございます。 この度、利便性の高い農地を借受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 5 番、譲受人は、農地約 174 アールを耕作する農家でございます。 この度、贈与により申請地を取得するものでございます。 6 番、7 番は譲受人が同一人ですので、あわせて御説明いたします。 譲受人は、農地約 37 アールを耕作する農家でございます。 この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 9 番、譲受人は、農地約 1 アールを耕作する農家でございます。 この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 10 番、譲受人は、農地約 48 アールを耕作する農家でございます。 この度、申請地を借受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 13 番、譲受人は、農地約 30 アールを耕作する農家でございます。 この度、自宅に近く耕作便利な本申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 14 番、16 番は譲受人が同一人ですので、あわせて御説明いたします。 譲受人は、農地約 23 アールを耕作する農家でございます。 この度、申請地を借受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 17 番、譲受人は、農地約 97 アールを耕作する農家でございます。 この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 以上でございます。御審議よろしくをお願いいたします。
寺井克之会長	それでは、地元委員から補足説明をお願いします。 新規農業の案件は 5 件で、1 番、8 番、11 番、12 番、15 番であります。 1 番は、所在地が小野地区でありますので家久委員から説明をお願いします。

家久英雄委員	先ほど、事務局から説明がありましたとおり、譲受人は、西条市にお住まいですが、この度、親族が所有する申請地を贈与により取得し、新規に農業を始めたいと申請に及んだもので、地区審査においても真剣に農業に取り組む姿勢が見られましたので、地元としてはこれを了承いたしました。 なお、本総会での御審議、よろしくお願いいたします。
寺井克之会長	8番は、所在地が余土地区でありますので池田功委員から説明をお願いします。
池田功委員	それでは、御説明いたします。 先ほど、事務局から説明がありましたとおり、申請人は、この度、余土地区の農地を借受け、新規に農業を始めたいと申請に及んだもので、地区審査においても、真剣に農業に取り組む姿勢が見受けられましたので、これを了承いたしました。 なお、本総会での御審議をよろしくお願いいたします。
寺井克之会長	11番は、所在地が堀江地区でありますので大西推進委員から説明をお願いします。
大西俊成推進委員	それでは、御説明いたします。 先ほど、事務局から説明がありましたとおり、本件譲受人は、今般、堀江地区の農地を譲受け、新規就農をお考えであります。 農業の経験も十分にあり、農業に対する意欲も見受けられましたので、これを了承いたしました。 なお、本総会での御審議をよろしくお願いいたします。
寺井克之会長	12番は、所在地が難波地区でありますので高橋委員から説明をお願いします。
高橋清委員	先ほど、事務局から説明がありましたとおり、本件譲受人は、難波地区の農地を

高 橋 清 委 員	借受けて、新規に農業を始めたいと申請に及んだものです。 最近まで、難波地区の農地所有適格法人で就労しており、そこでの経験を活かすことができるということです。また農業に対する意欲も十分に見受けられましたので、これを了承いたしました。 なお、本総会での御審議をよろしくお願いいたします。
寺 井 克 之 会 長	15 番は、所在地が河野地区でありますので竹田委員から説明をお願いします。
竹 田 和 司 委 員	先ほど、事務局から説明がありましたとおり、本件譲受人は、今般、河野地区の農地を譲受け、新規就農をお考えであります。 家庭菜園を 10 年以上行っており、仕事関係の農家から指導を受け営農していくということです。 また、農業に対する意欲も十分に見受けられましたので、これを了承いたしました。 なお、本総会での御審議をよろしくお願いいたします。
寺 井 克 之 会 長	以上で事務局並びに地元説明が終わりました。 本件について御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
寺 井 克 之 会 長	それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 次に、議案第 6 号を議題とします。 事務局から説明をいたします。
山岡美明副主幹	それでは、御説明いたします。 1 番、本件申請人は、農地約 79 アールを耕作する農業者です。現居宅の敷地には

山岡美明副主幹	農業用倉庫などがあり、駐車スペースが不足しています。そこで、申請地を駐車場として利用するため、宅地拡張したいと申請に及んだものです。 また、本件申請地は、昭和 40 年頃から、許可を得ることなく、軽トラックや自家用車の出入りのために宅地を拡張していたもので、今回、改めて違反の解消を図りたいとしております。 本申請地の農地区分は、住宅・事業所等が連たんしている区域に近接する区域で、おおむね 10 ヘクタール未満の農地であることから、第 2 種農地と判断されます。 以上でございます。
寺井克之会長	以上で説明が終わりました。 本件について御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
寺井克之会長	それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 この案件につきましては県許可分であります。 直ちに意見を付して県知事に送付させていただきます。 次に、議案第 7 号を議題とします。 事務局から説明をいたします。
山岡美明副主幹	それでは、御説明いたします。 1 番、本件受人は、現在、松山市内でパンの製造販売を行っている個人事業主です。この度、地域の農産物を活用した地産地消を実践できるパン屋として事業展開するため、申請地に店舗併用住宅を建築し、移転したいと申請に及んだもので、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。 本申請地の農地区分は、住宅・事業所等が連たんしている区域に近接する区域で、おおむね 10 ヘクタール未満の区域内にある農地であることから、第 2 種農地と判断されます。 2 番、本件受人は、議案書記載の内容にて分家住宅を建築したいとしており、都

山岡美明副主幹	市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。 また、本件申請地の一部と併用地には、元々農業用倉庫が建築されていましたが、令和7年3月に当該農業用倉庫を取り壊し、同時に、許可を得ることなく整地を行ってしまったもので、改めて違反の解消を図りたいとしております。 本申請地の農地区分は、住宅・事業所等が連たんしている区域に近接する区域で、おおむね10ヘクタール未満の区域内にある農地であることから、第2種農地と判断されます。 3番、本件受人は、議案書記載の内容にて分家住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。 本申請地の農地区分は、住宅・事業所等が連たんしている区域に近接する区域で、おおむね10ヘクタール未満の区域内にある農地であることから、第2種農地と判断されます。 以上でございます。
寺井克之会長	以上で説明が終わりました。 本件について御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
寺井克之会長	それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 なお、この案件につきましては県許可分であります。直ちに意見を付して県知事に送付させていただきます。 次に、議案第8号を議題とします。 事務局から説明をいたします。
越智徹主査	本議案は、農用地利用集積計画において、農業委員会に意見を求められたものです。中間管理機構を通して、権利設定及び所有権移転を行うものになります。 まず、13ページからの権利設定に関するものが7件、次に16ページからの所有権移転に関するものが1件ございます。

越 智 徹 主 査	13 ページ1 番の譲受人は新規就農者で、新たに使用貸借権を設定するものです。 なお、譲受人と譲渡人は親子で、今後も両親とともに就農していくものです。 2 番の譲受人は約 336 アールを耕作する農地所有適格法人で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。 3 番の譲受人は約 73 アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。 14 ページ4 番の譲受人は約 163 アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。 5 番の譲受人は約 149 アールを耕作する農業者で、新たに賃借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。 6 番の譲受人は約 63 アールを耕作する農業者で、使用貸借権の更新に伴い、新たな借り手となり、経営規模を拡大するとしています。 15 ページ7 番の譲受人は約 219 アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。 17 ページからは所有権移転になりますので譲受人単位で説明させていただきます。 番号8 の譲受人は新規就農者で、樹園地を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。なお、譲受人と譲渡人は親子で、今後も両親とともに就農していくものです。 なお、今後、この農用地利用集積等促進計画（案）を松山市が農地中間管理機構へ提出し、農地中間管理機構が農用地利用集積等促進計画を決定した後に、松山市がこれを認可し、公告することが予定されています。 貸借権の権利の開始は令和7年7月1日の予定です。 また、所有権移転の移転時期は令和7年8月31日の予定です。 所有権移転は売り手から中間管理機構に権利を移転し、その後、中間管理機構から買い手に所有権移転を行うものです。それぞれの所有権移転について、認可公告、代金の受け渡し、登記手続きが必要になるため、移転時期はこのようなっております。 御審議のほどよろしく申し上げます。
寺 井 克 之 会 長	以上で説明が終わりました。 本件について御異議等ございませんか。

寺井克之会長	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕 本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 次に、議案第9号を議題といたします。 事務局から説明をいたします。
越智徹主査	それでは、御説明いたします。 農地を相続し、相続人が相続税の納税猶予を希望する農地は、相続人が相続後も適正に耕作を継続する場合、租税特別措置法第70条の6第1項の規定により、相続税の納税を猶予することができる条件の一つを満たすこととなります。 これは税務署の制度で、農業委員会は、農業委員会等に関する法律第6条第1項第3号の所掌事務により、猶予を受けようとする者が適格性を有するかどうかを判断し「適格者である旨の証明書」を交付することとなっていますので、本日の案件としております。 なお、最終的に議案記載の農地の相続税の納税猶予を認めるかどうかにつきましては、税務署の判断となります。 番号1、番号2の相続税の納税猶予を受ける相続人は、これまで農業に従事していたことなど、納税猶予を受ける適格性につきまして問題がない旨の、地元委員の副申書も添付され、農地も適正に耕作をされています。 以上でございます。 御審議のほど、よろしくお願いいたします。
寺井克之会長	以上で説明が終わりました。 本件について御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕 本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。

寺井克之会長	最後に、議案第10号を議題といたします。 事務局から説明をいたします。
山岡美明副主幹	恐れ入りますが、議案書の訂正をお願いいたします。 議案書21ページの3番、元号の間違いがございました。権利を取得した日について、R22/06/12となっておりますが、正しくはH22/06/12でございます。元号の間違いですので、令和から平成に訂正をお願いいたします。 それでは御報告いたします。 令和7年3月26日～令和7年4月25日までに、専決処理した案件は20件で、届出内容は、議案記載のとおりでございます。 これらの届出につきましては、適法な届出となっておりますので、専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。 以上でございます。
寺井克之会長	以上で説明が終わりました。 本件について御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
寺井克之会長	本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 以上で、本日の提出議案10件の審議は終了いたしました。 事務局から連絡事項等あればお願いします。
越智徹主査	私の方から、連絡事項がございます。 1点目は、愛媛県農業会議からセミナーのご案内がありましたので、お手元に資料を配布させていただいております。本セミナーは事前登録制となっており、チラシのお申込み方法のところに表示されているQRコードを読み取るか、その下にあるURLから予約フォームに入り、登録していただき、当日、オンラインで受講す

越 智 徹 主 査	る形となっております。希望される方は、受けていただければと思います。よろしくお願いいたします。 2点目は、全体総会となります第261回総会について、お手元に案内文を配布しておりますのでご覧ください。令和7年5月27日火曜日午後1時30分から松山市役所本館11階大会議室で全体総会を開催いたしますので、御出席をよろしくお願いいたします。出欠については5月20日までに事務局まで出席報告書を御提出いただければと思います。よろしくお願いいたします。 最後に、来月の総会の日程についてです。通常総会となります第262回総会については、令和7年6月10日火曜日午前10時30分から、こちらの会議室で開催する予定ですのでよろしくお願いいたします。 以上です。
寺 井 克 之 会 長	以上をもちまして、本日の第260回総会を閉会します。
渡 部 純 三 局 長	御起立願います。礼。 午前10時51分閉会